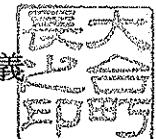




大建収333-1号
平成19年5月7日

国土交通省道路局長様

大台町長 尾上武義



中期的な計画の作成にあたっての意見の提出について（回答）

平成19年4月2日付、国道企第114号で依頼のあったみだしのことについて別紙の通り提出します。

三重県多気郡大台町佐原750

大台町役場建設課 磯田

TEL 0598-82-3788

○ 重点化を進める上で特に優先度の高い政策

- 1 生活道路としての地方道整備は緊急の課題である。政策的には地方道でも地域事情を考慮し、例えば、車線と歩道3mという画一的指導ではなく1・5車線で歩道1・5m程度も可能とされたい。
高規格（高速道路）幹線道路網整備は、医療、産業、観光等重要な役割を果たすものであり、地域活力を推進させることには欠かせない案件であり早期整備が望まれる。
- 2 地方では地震や台風などの自然災害が発生すると、交通が分断される地域がいまだに少なくない。整備による投資的効果に偏重することなく公共財であるとの原点に立ち戻り、住民の生命、財産を守るという防災対策や自動車交通への依存性が高い地域へより多く投資するなど生活者の暮らしを守るという観点を一層重視されたい。

○ 効率化を進める上での重視すべきこと

- 1 生活圏の拡大が進み人々の交流を一層促進させるため、既存の道路を改良し、使いやすくすることで、より効果的、効率的な整備を進められたい。
特に、地域住民の、通勤や通学、安全、安心や利便性の向上を図るため、自歩道の整備されていない国道等については緊急に整備をお願いしたい。

○ その他

- 1 道路特定財源は固有の目的財源であり、受益者負担に基づく合理的な制度のため、これを他に使うことは納税者の理解が得られないものである。
- 2 中期計画の作成にあたっては、急激に変動する社会経済状況を踏まえ、更に必要とされる道路整備のあり方も変わることが想定されることから、19年度に計画策定後も新たに発生した住民ニーズに応えるために継続的な見直しを図っていく必要がある。